

入校契約書

受講規約

この受講規約（以下「本規約」といいます。）は、リスト株式会社（以下「当社」といいます。）が運営する「The Port by List」（以下「本スクール」といいます。）における入校、受講その他本スクールの利用に関する条件を定めるものです。受講者及び保護者は、本規約の内容を確認し、同意したうえで、本スクールに入校し、レッスンを受講するものとします。受講者が未成年者である場合、保護者は、受講者に本規約の内容を理解させ、受講者に本規約を遵守させるものとします。

第1条（目的）

本スクールは、ダンスを通じて、受講者の表現力、創造力、身体能力及び協調性を育み、健全な心身の成長及び地域における文化的交流に寄与することを目的とします。

第2条（入校資格）

1. 本スクールに入校できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。
 - ① 本スクールの目的を理解し、本規約を遵守できること。
 - ② 医師等により運動を禁止又は制限されておらず、レッスンの受講に支障のある健康状態ではないこと。
 - ③ 入校申込時に、健康状態、既往症、疾病、けが、アレルギー、運動制限その他レッスン参加に影響する事項について、当社所定の方法により正確に申告すること。
 - ④ 受講者が未成年者である場合、保護者の同意があること。
 - ⑤ 営業活動、勧誘活動その他本スクールの目的と異なる目的で入校するものではないこと。
 - ⑥ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当せず、これらと関係を有している者又はこれらが疑われる者ではないこと。
 - ⑦ 過去に本スクールにおいて退学処分、受講停止その他これらに類する処分を受けた者ではないこと。ただし、当社が特に認めた場合を除きます。
 - ⑧ その他、当社が入校を不適切と合理的に判断する事情がないこと。
2. 入校後に前項各号に反する事実が判明した場合、又は入校申込時の申告内容に虚偽若しくは重要な不備があることが判明した場合、当社は、受講の制限、停止又は退学処分を行うことがあります。
3. 受講者は、本スクールにおける入校資格、本契約上の地位、会員証、アプリ ID、QR コード、パスワードその他本スクールを利用するための情報、権利又は資格を、第三者に譲渡、貸与、共有し、又は使用させてはならないものとします。

第3条（レッスンの受講）

1. 受講者は、自己の健康状態及び安全に留意し、インストラクター及びスタッフの指示に従い、事故のないよう安全に配慮してレッスンに参加するものとします。
2. 受講者は、レッスン中に体調不良、痛み、違和感、その他異常を感じた場合、直ちにインストラクター又はスタッフに申し出るものとします。
3. 受講者又は保護者は、入校後、受講者の健康状態、既往症、疾病、けが、アレルギー、運動制限その他レッスン参加に影響する事項に変更が生じた場合、速やかに当社へ申告するものとします。
4. 当社は、受講者の健康状態、安全管理、レッスンの品質保持又は他の受講者への影響を考慮し、レッスンの受講を制限又はお断りすることがあります。
5. 緊急時には、当社のスタッフ又はインストラクターは、応急対応、保護者又は緊急連絡先への連絡、医療機

関への搬送要請その他必要な対応を行うことがあります。

6. 受講者は、履修すべきカリキュラムについて、自己の責任において受講するものとします。

第4条（出席、欠席及び振替）

1. 受講者は、レッスンを欠席する場合、当社所定の方法により、当該レッスン開始時刻までに欠席の登録又は連絡を行うものとします。

2. 前項に従い欠席の登録又は連絡を行った場合、受講者は、当社が別途定める範囲及び方法により、欠席したレッスンと同一又は当社が認めるクラス、レベル、対象年齢その他の条件を満たすレッスンに振替受講をすることができます。

3. 振替受講は、クラスの定員、レッスンの実施状況、講師、施設その他本スクールの運営上の都合により、希望どおりに受講できない場合があります。

4. 受講者が所定の期限までに欠席の登録又は連絡を行わなかった場合、又は遅刻若しくは早退の場合、当社が別途認める場合を除き、振替受講、返金、減額又は繰越しは行いません。

5. 振替受講の権利は受講者本人に限り利用できるものとし、第三者に譲渡、貸与、共有又は使用させることはできません。退学、退学処分、受講停止、コース変更その他理由のいかんを問わず、未消化の振替受講について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、返金、換金、減額又は退学後の受講は認めません。

第5条（学費等）

1. 受講者又は保護者は、当社が別途定める入会金、月謝、会員証発行費、教材費、イベント参加費その他本スクールの利用に関して発生する費用（以下「学費等」といいます。）を、当社所定の方法により支払うものとします。

2. 月謝は、毎月、翌月分を、口座振替、クレジットカード決済その他当社が指定する方法により支払うものとします。各支払い方法における支払期日は、当社又は決済事業者が別途定める場合を除き次のとおりにします。

①クレジットカード決済：毎月20日に自動決済

②オンライン口座振替：毎月27日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に自動引き落とし

3. 月謝は、受講するクラス、コース又はレッスン内容の変更により変更されることがあります。

4. 一度納入された学費等は、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、返金しません。

5. 受講停止、退学、退学処分その他理由のいかんを問わず、受講停止日、退学日又は契約終了日までに既に発生している未払の学費等の支払義務は免除されません。

第6条（禁止事項）

受講者、保護者及び受講者に同伴して本スクールに来訪する者（以下「同伴者」といい、本規約において以下同じです。）は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。保護者は、同伴者に対し、本条に定める事項を遵守させるよう努めるものとします。

① レッソンの進行を妨げる行為。

② インストラクター、スタッフ又は他の受講者の指示、注意又は安全管理上の案内に従わない行為。

③ 他の受講者、保護者、同伴者、インストラクター、スタッフ、近隣住民、通行人その他第三者に対する暴言、威迫、嫌がらせ、つきまとい、待ち伏せ、差別的言動、迷惑行為その他不快感を与える行為。

④ 受付、入退館管理、クラスの入替え、待機場所の利用その他本スクールの円滑な運営に支障を生じさせ、又は他の受講者、保護者若しくは同伴者の利用を妨げる行為。

⑤ 当社が指定する場所以外での飲食、喫煙その他施設利用上不適切な行為。

⑥ 当社の許可なく、レッスン、施設、インストラクター、スタッフ、受講者、保護者又は同伴者を撮影、録音又は録画する行為。

- ⑦ レッスンの内容、配布資料、映像、音声、写真その他本スクールに関連するコンテンツを、当社の許可なく複製、転載、投稿、配信、公開又は二次利用する行為。
- ⑧ インストラクター、スタッフ、受講者、保護者又は同伴者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、SNSアカウント、写真、動画その他個人に関する情報を本人の同意なく取得、利用、投稿又は第三者に提供する行為。
- ⑨ 本スクールの会員証、アプリ ID、QR コード、パスワードその他本スクールを利用するための情報、権利又は資格を、第三者に譲渡、貸与、共有し、又は使用させる行為。
- ⑩ 本スクール又は当社若しくはリストグループのスタッフ、関係者、所属者等であるかのように表示し、又は振る舞う行為。
- ⑪ 本スクール内又は本スクールに関連して知り得た当社又はリストグループに関する未公表情報を、当社の許可なく開示、投稿又は第三者に提供する行為。
- ⑫ インストラクター、スタッフ、受講者、保護者又は同伴者に対する営業活動、勧誘活動、署名活動、宗教活動、政治活動、物品販売、スカウト行為その他本スクールの目的と異なる活動。
- ⑬ 本スクールの運営について、当社による回答があった後も同一又は類似の意見、要望、苦情等を繰り返し、インストラクター又はスタッフに対して長時間又は多頻度の面談、電話、連絡、書面交付等を要求する行為。
- ⑭ 施設、設備、備品その他当社又は第三者の物品を破損、汚損、滅失し、又は無断で持ち出す行為。
- ⑮ 法令又は公序良俗に反する行為。
- ⑯ 前各号のほか、当社が本スクールの運営上不適切と合理的に判断する行為。

第7条（受講停止、退場及び退学処分）

- 1. 受講者又は保護者が月謝その他の学費等の支払を遅滞した場合、当社は、当該学費等の支払が確認できるまで、受講者のレッスン受講を停止又は制限することがあります。また、当該滞納が3か月分以上となり、当社が相当の期間を定めて支払を求めたにもかかわらず当該期間内に支払が確認できない場合、当社は、受講者を退学処分とすることがあります。
- 2. 受講者が1か月以上無断で欠席し、当社による確認にもかかわらず相当期間内に受講継続の意思が確認できない場合、当社は、受講者を退学扱いとすることがあります。
- 3. 当社は、受講者、保護者又は同伴者が本規約に違反した場合、受講者又は保護者に対し是正を求め、又は同伴者に対し退場、入場禁止その他必要な措置を講じることができます。
- 4. 前項の措置にもかかわらず違反が是正されない場合、又は受講者若しくは保護者が当該違反行為に関与し、若しくはその防止若しくは是正に協力しない場合、当社は、受講者のレッスン受講を制限若しくは停止し、又は退学処分とすることがあります。
- 5. 前二項にかかわらず、受講者、保護者又は同伴者の行為により、本スクールの安全又は円滑な運営に重大な支障が生じ、又はそのおそれがある場合、当社は、事前の催告なく、受講者のレッスン受講を制限又は停止することができます。この場合において、受講者又は保護者が当該行為に関与し、又はその防止若しくは是正に協力しないときは、当社は、受講者を退学処分とすることがあります。
- 6. 退学処分又は退学扱いとなった場合であっても、退学処分日又は退学扱いとなる日までに既に発生している未払の学費等の支払義務は免除されません。
- 7. 退学処分又は退学扱いとなった場合、当社は、当該受講者からの再入校申込みをお断りすることがあります。

第8条（休校及び休講）

- 1. 当社は、年末年始、施設の休館日、イベント、検定、講師の都合その他本スクールの運営上必要な場合、休校又は休講とすることがあります。
- 2. 当社は、地震、台風、津波その他の天災地変、交通機関の途絶、感染症の流行、行政機関の要請又は指導、

施設の不具合その他当社の責めに帰すことのできない事由により、レッスンの実施が困難又は不適切であると判断した場合、休校又は休講とすることがあります。

3. 前二項の場合の振替、代替レッスン、返金その他の取扱いは、当社が別途定めるところによります。ただし、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は、休校又は休講により受講者に生じた損害について責任を負いません。

第9条（退学）

1. 受講者が退学を希望する場合、受講者又は保護者は、退学を希望する月の当月5日までに、当社所定の方法により退学届を提出するものとします。

2. 前項の期限までに退学届が提出された場合、当該月の末日をもって退学となります。期限を過ぎて退学届が提出された場合、翌月末日をもって退学となり、翌月分の月謝が発生します。

3. 未払の学費等がある場合であっても、当社は退学届の提出自体を妨げないものとします。ただし、当社は、退学日までに既に発生している未払の学費等について、退学後も請求することができます。

第10条（再入校）

1. 退学した受講者が再入校を希望する場合、当社所定の方法により、改めて再入校の申込みを行うものとします。

2. 受講者の申出による退学後1年以内に再入校を希望する場合、当社が再入校を認めたときは、入会金を免除し、月謝、会員証発行費その他当社が定める費用の支払により再入校できるものとします。

3. 前項にかかわらず、退学処分、規約違反、迷惑行為、未払債務その他再入校を認めることが本スクールの運営上適切でないと当社が合理的に判断する事由がある場合、当社は、入会金の免除を行わず、又は再入校を認めないことがあります。

4. 受講者又は保護者に未払債務がある場合、当社は、当該未払債務の支払が完了するまで、再入校を認めないことがあります。

5. 再入校時の受講クラス、受講開始日その他の条件は、クラスの定員、受講者の年齢、受講経験、過去の受講状況その他本スクールの運営上必要な事情を考慮して、当社が決定します。

第11条（知的財産権及びレッスン内容の利用）

1. 本スクールが提供するレッスン内容、カリキュラム、振付、教材、資料、映像、音声、写真、ロゴ、名称その他本スクールに関連して当社又は第三者が提供するコンテンツに関する著作権、商標権その他一切の権利は、当社又は正当な権利者に帰属します。

2. 受講者、保護者又は同伴者は、当社の事前の許可なく、前項のコンテンツを複製、転載、投稿、配信、公開、販売、貸与、翻案その他二次利用してはならないものとします。

3. 受講者が本スクールのレッスン、発表会、イベントその他本スクールに関連して制作し、又は当社に提出した作品、映像、写真、コメントその他の成果物について、受講者は、当社及びリストグループが、本スクールの運営、広報、記録、報告、告知、採用活動、社内外への説明その他これらに関連する目的の範囲で、無償で利用することを許諾します。

4. 前項の利用には、印刷物、ウェブサイト、SNS、動画配信媒体、施設内掲示、営業資料、社内資料その他媒体の種類を問わない掲載、複製、編集、加工、公衆送信、上映、展示その他必要な利用を含みます。

5. 当社は、受講者の作品等を利用する場合、受講者の人格、名誉又は信用を不当に害しないよう配慮するものとします。

第12条（肖像等の利用）

1. 当社は、レッスン、発表会、イベントその他本スクールに関連して撮影又は収録した受講者の肖像、氏名、年齢、学年、受講クラス、音声、演技、コメントその他受講者に関する情報を、本スクールの運営、広報、記録、報告、告知、採用活動、社内外への説明その他これらに関連する目的の範囲で、無償で利用することがあります。
2. 前項の利用には、当社又はリストグループのウェブサイト、SNS、パンフレット、チラシ、動画、施設内掲示、営業資料、社内資料その他媒体への掲載、編集、加工、配信、上映、展示その他必要な利用を含みます。
3. 当社は、前二項の利用にあたり、受講者の住所、電話番号、メールアドレスその他連絡先を公表しません。
4. 受講者又は保護者が、肖像等の利用を希望しない場合、当社所定の方法により申し出るものとします。この場合、当社は、本スクールの運営上支障のない範囲で対応します。ただし、既に制作、配布、掲載又は公開された媒体について、削除又は回収に応じられない場合があります。

第13条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、受講者及び保護者の個人情報を、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び当社のプライバシーポリシーに従い、適切に取り扱います。
2. 当社は、受講者及び保護者の個人情報を、次の目的で利用します。
 - ① 入校申込みの受付、本人確認、保護者確認及び入校審査のため。
 - ② レッスン、イベント、発表会その他本スクールの運営、管理及び連絡のため。
 - ③ 月謝その他費用の請求、決済及び管理のため。
 - ④ 受講者の安全管理、健康管理、緊急時対応及び医療機関等への連絡のため。
 - ⑤ 規約違反、事故、トラブル、苦情等への対応のため。
 - ⑥ 本スクール及び当社又はリストグループのサービス、イベント、キャンペーンその他案内のため。
 - ⑦ 本スクールの品質向上、マーケティング、統計分析及びサービス改善のため。
 - ⑧ 前各号に付随する目的のため。
3. 当社は、法令に基づく場合、本人の同意がある場合、生命、身体又は財産の保護のため必要がある場合その他法令上認められる場合を除き、個人情報を第三者に提供しません。なお、当社は、本スクールの運営上必要な範囲で、個人情報の取扱いを第三者に委託することがあります。

第14条（連絡）

1. 当社から受講者又は保護者への連絡は、当社ウェブサイト、アプリ、電子メール、電話、郵送、施設内掲示その他当社が適切と判断する方法により行います。
2. 受講者又は保護者は、住所、電話番号、メールアドレス、指定口座その他申告内容に変更があった場合、速やかに当社所定の方法により変更手続を行うものとします。
3. 受講者又は保護者が前項の変更手続を行わなかったことにより、当社からの連絡が到達しなかった場合であっても、当社は、通常到達すべき時に到達したものとして取り扱うことができます。

第15条（損害賠償及び免責）

1. スタジオ内、通学中、レッスン中、発表会、イベントその他本スクールに関連して生じた事故、けが、疾病、盗難、紛失、第三者とのトラブルその他の損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当社は責任を負いません。
2. 当社の責めに帰すべき事由により受講者、保護者又は同伴者に損害が生じた場合であっても、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社の軽過失による責任は、現実かつ直接に生じた通常損害に限られます。
3. 受講者又は保護者が本規約に違反し、又は自己の責めに帰すべき事由により、当社、他の受講者、保護者、

同伴者、インストラクター、スタッフ、施設、近隣住民その他第三者に損害を与えた場合、受講者又は保護者は、当該損害を賠償するものとします。

4. 同伴者の行為により当社又は第三者に損害が生じた場合、受講者又は保護者は、当該同伴者と連携し、当該損害の解決に協力するものとします。ただし、当該同伴者が受講者又は保護者の管理下にある場合、受講者又は保護者は、自己の責めに帰すべき範囲で当該損害を賠償するものとします。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者及び保護者は、自己が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業・団体、その他の反社会的勢力に所属している者、若しくは暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体その他の反社会的勢力と関係を有している者又はこれらが疑われる者ではないことを表明し、保証します。

2. 受講者又は保護者が前項に違反した場合、当社は、何らの催告を要することなく、受講停止又は退学処分とすることができます。

第17条（規約の変更）

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本規約を変更することができます。

① 変更が受講者及び保護者の一般の利益に適合するとき。

② 変更が本規約の目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的であるとき。

2. 当社が本規約を変更する場合、当社は、変更後の本規約の内容及び効力発生日を、当社ウェブサイトへの掲載、電子メール、アプリその他当社が適切と判断する方法により周知します。

3. 変更後の本規約は、前項に定める効力発生日から効力を生じるものとします。

第18条（準拠法及び合意管轄）

1. 本規約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法を準拠法とします。

2. 本規約又は本スクールに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、法令により専属的合意管轄の効力が制限される場合は、この限りではありません。

第19条（協議）

1. 本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合、当社、受講者及び保護者は、誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

第20条（その他）

1. 本スクールに通学する際の交通費その他の費用は、受講者又は保護者の負担とします。また、通学には公共交通機関を利用するものとし、自動車又はバイクによる通学はできません。

2. 本規約のいずれかの条項が無効又は執行不能とされた場合であっても、その他の条項は引き続き有効に存続するものとします。